



e-Tax ソフト開始届出代理送信マニュアル



注意

このマニュアルは、税務代理を行うことのできる税理士等が納税者に代わって開始届出書を e-Tax ソフトを利用して送信するマニュアルです。税務代理の権限が無い方は利用できませんのでご注意ください。

1 e-Tax ソフトを起動し、「利用者ファイルの新規作成」画面で、代理送信を行う税理士等の利用者識別番号及び利用者名を入力し「保存」ボタンをクリックし、利用者ファイルを保存します。

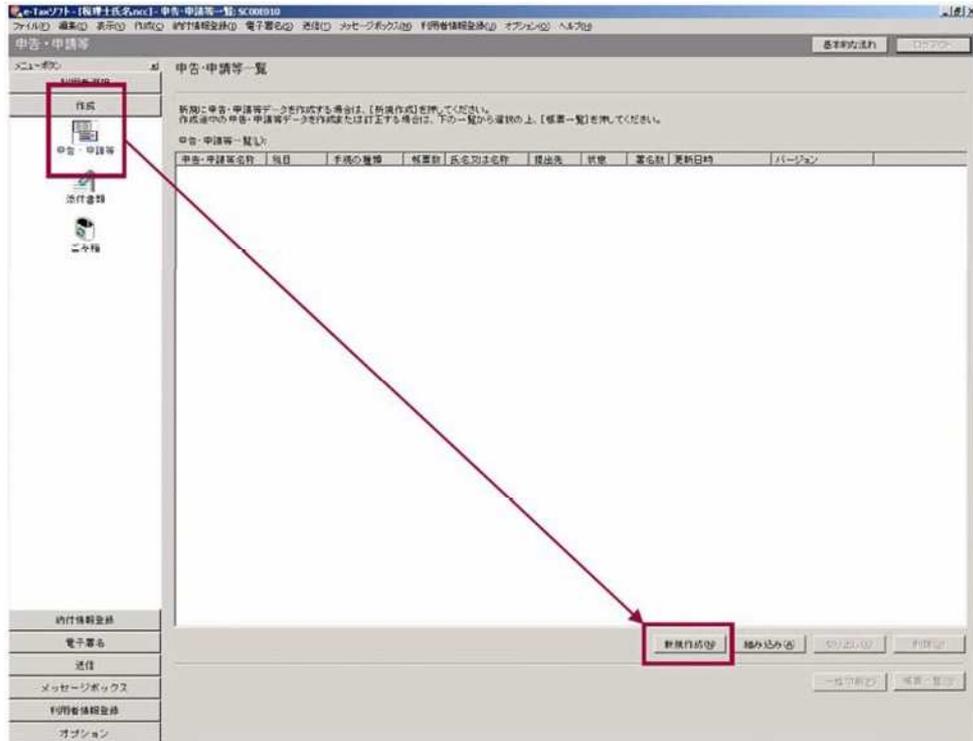


ヒント

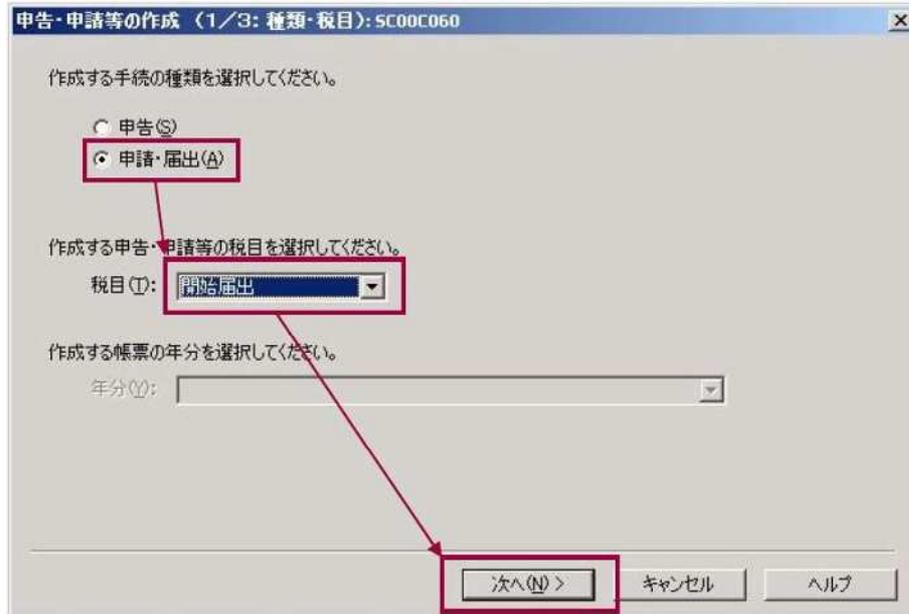
過去に、代理送信を行う税理士等の利用者ファイルを作成している場合は、「利用者ファイルの選択」画面から「既存の利用者ファイルを探して開く」又は「過去に利用した利用者ファイルを一覧から選択して開く」メニューより該当する利用者ファイルを選択してください。

最新の画面イメージは、e-Taxホームページに掲載するマニュアルを御確認ください。
 【掲載場所】e-Taxホームページ > 目的から探す > マニュアル > e-Taxソフト
 > 税理士の方へ・e-Tax ソフト開始届出代理送信マニュアル
 URL : https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/pdf/cl_kaishi.pdf

- 2 メニューボタンから作成を選択し「申告・申請等」ボタンをクリックします。その後「新規作成」ボタンをクリックします。



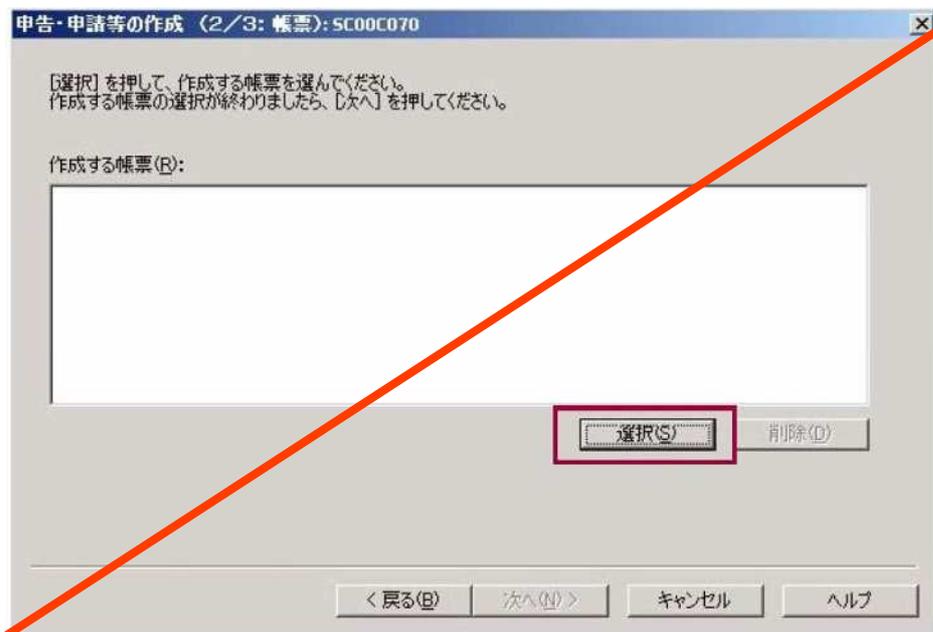
3 「申告・申請等の作成」画面で「申請・届出」を選択し、税目から「開始届出」を選択し「次へ」ボタンをクリックします。



ヒント 税目に「開始届出」が表示されない場合、e-Tax ソフトに開始届出の税目がインストールされていません。一度 e-Tax ソフトを終了し、e-Tax ソフトを再起動してください。再起動時に「追加インストール」を選択し、「開始届出」にチェックをし「インストール」ボタンをクリックして開始届出の税目を追加インストールしてください。

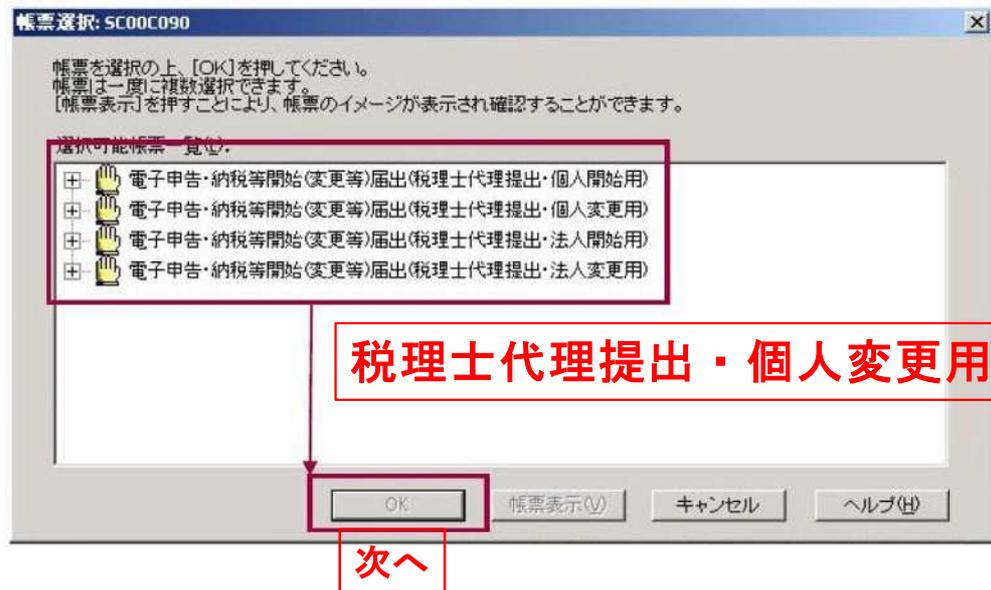


- 4 「申告・申請等の作成（2/3：帳票）」画面で「選択」ボタンをクリックします。

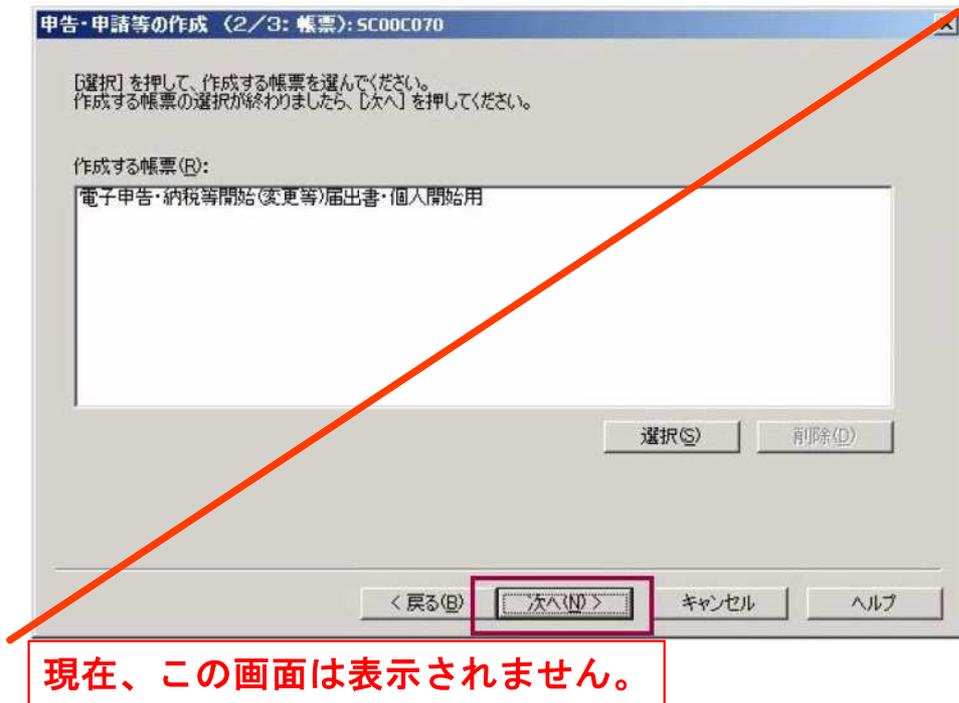


現在、この画面は表示されません。

- 5 「帳票選択」画面で、作成する帳票を適宜選択し、「OK」ボタンをクリックします。



- 6 「申告・申請等の作成」画面で作成する帳票の内容を確認し「次へ」ボタンをクリックします。



- 7 「申告・申請等の作成 (3/3:名称)」画面で「申告・申請等名」を入力し、「OK」ボタンをクリックします。

申告・申請等の作成 (3/3:名称): SC00C080

作成する申告・申請等に任意の名称を入力してください。
ここで入力した名称は、作成後に変更することができます。

申告・申請等名: (例: 平成〇〇年分確定申告)

作成する申告・申請等の内容(B)

手続の種類
申請・届出書
税目
開始届出
作成する帳票
電子申告・納税等開始(変更等)届出書・個人開始用

<戻る(B) OK. キャンセル ヘルプ

8 「申告・申請等基本情報」画面で「提出先税務署（必須）」に納税者の提出先税務署を選択します。その他の項目は代理送信を行う税理士等の情報を入力し「OK」ボタンをクリックします。なお、この際、「税理士等」への入力は不要です。

※ここで入力した税理士の情報が帳票編集画面の「税理士等」欄に反映

申告・申請等基本情報 SC00E070

必要な項目を入力してください。
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

利用者識別番号(必須): [入力欄]

提出先税務署(必須): [プルダウン] 提出先決定

追加提出先税務署: [プルダウン] 提出先追加 提出先取消

提出年月日: 平成 [] 年 [] 月 [] 日

複数利用者設定: [プルダウン] 複数利用者設定

申告の種類(必須): [プルダウン]

年分(必須): 平成 [] 年

事業年度(自)(必須): 平成 [] 年 [] 月 [] 日

事業年度(至)(必須): 平成 [] 年 [] 月 [] 日

課税期間(自)(必須): 平成 [] 年 [] 月 [] 日

課税期間(至)(必須): 平成 [] 年 [] 月 [] 日

法人名(カナ): [入力欄]

OK キャンセル ヘルプ?

重要



通常の申告・申請等の代理送信では、「申告・申請等基本情報」画面には納税者の情報を入力しますが、開始届出書の代理送信の場合は「申告・申請等基本情報」画面で「提出先税務署（必須）」のみ納税者の情報を入力し、その他の項目は代理送信を行う税理士等の情報を入力します。なお、税理士等の項目への入力は不要です。

申告・申請等基本情報 SC00E070

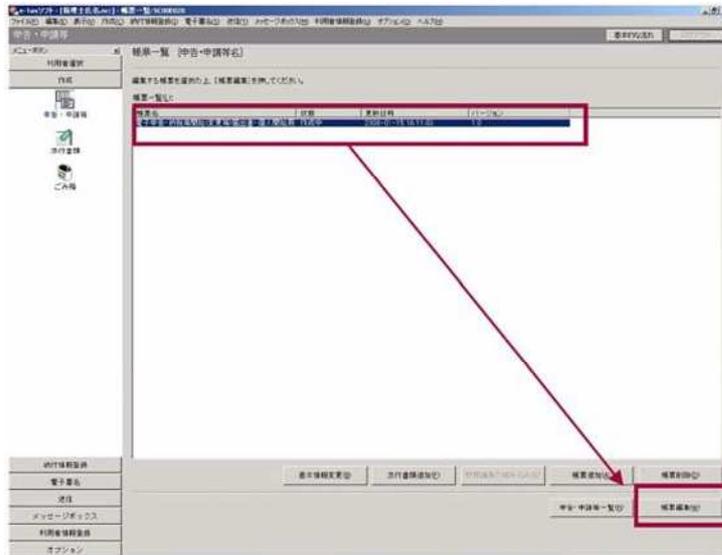
必要な項目を入力してください。
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

①納税者の情報を入力する。

②入力不要です。

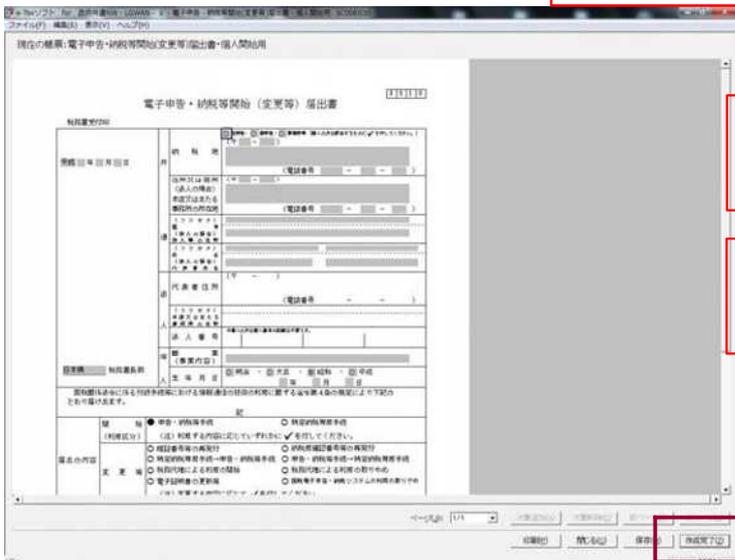
上図①及び②の項目以外は代理送信を行う税理士等の情報を入力する。

9 「帳票一覧」 から作成した帳票を選択し「帳票編集」ボタンをクリックします。



10 帳票編集画面が表示されますので、開始届出を行う納税者の情報等を入力し「作成完了」ボタンをクリックします。

※納税者の情報は、帳票編集画面で入力



①「参考事項」欄において、「相続税申告の委任有」・「税理士への連絡希望」と入力

②「税理士等」欄が正しい内容となっているか、入力漏れがないか確認。



ヒント

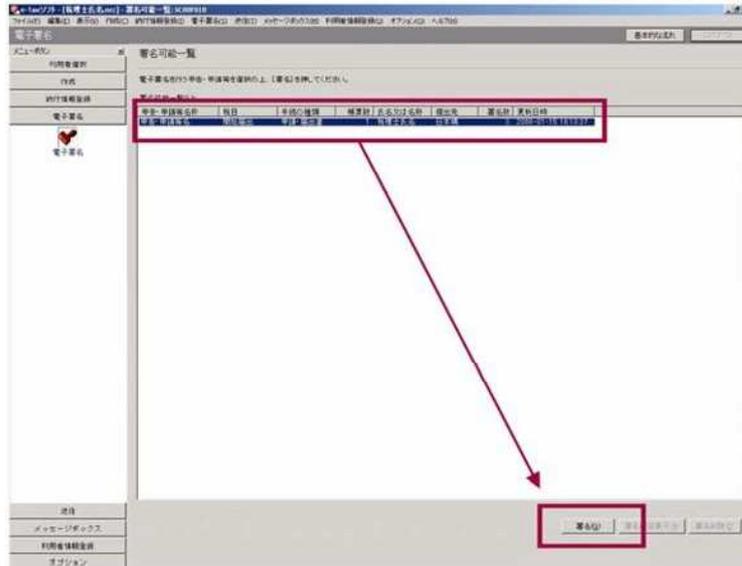
暗証番号は開始届出時に入力しますので、事前に納税者と相談するなど取扱いには十分ご注意ください。なお e-Tax へログイン後変更することも可能です。



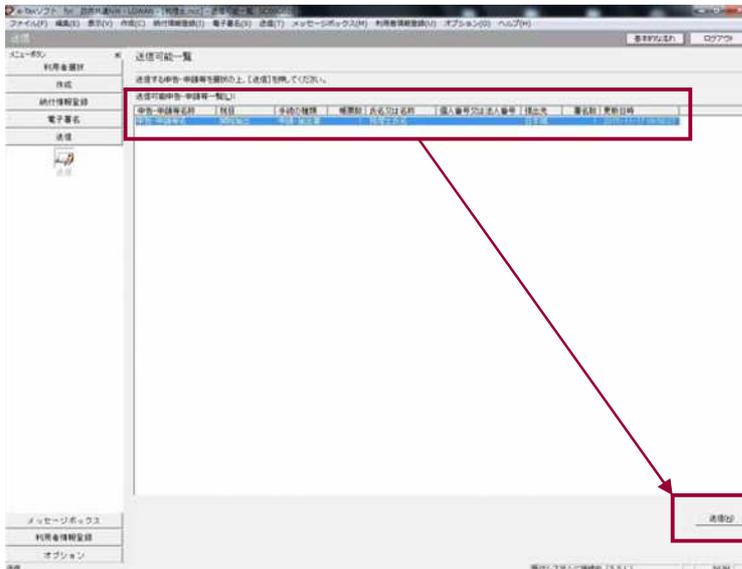
注意

法人の場合、「組織名称」欄を選択し、「法人名称」「フリガナ」欄への組織名称の入力は不要です。組織名称で「その他」を選択する場合は、「法人名称」欄に組織名称を含めて入力してください(例:「税理士法人〇〇〇」の場合、組織名称「その他」を選択し、「法人名称」欄に「税理士法人〇〇〇」と入力。)

1 1 メニューボタンから「電子署名」を選択し「電子署名」ボタンをクリックします。その後、項番 1 0 で作成完了を行った帳票を選択し、「署名」ボタンをクリックして署名を行います。

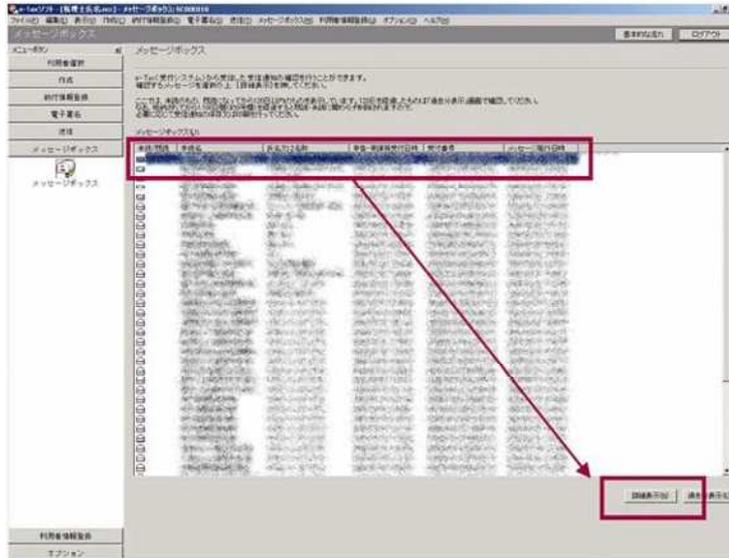


1 2 メニューボタンから「送信」を選択し「送信」ボタンをクリックします。その後、項番 1 1 で電子署名を行った帳票を選択し、「送信」ボタンをクリックし e-Tax へ送信します。



※変更等届出書の提出に係る操作は、ここで終了

1 3 メニューボタンから「メッセージボックス」を選択し「メッセージボックス」ボタンをクリックします。その後、一覧から項番 1 2 で送信したメッセージを選択し「詳細表示」ボタンをクリックします。



1 4 「メッセージ詳細 (受信通知)」画面で「通知書表示」ボタンをクリックします。



項番 1 で税理士等以外の利用者識別番号を入力し、申告等データを送信した場合、エラーとなり「通知書表示」ボタンは表示されません。

相続税の代理送信において納税者の 利用者識別番号が不明な場合の対応

令和5年5月 国税庁 資産課税課

相続税申告のオンライン利用率の現状

【現状と問題点】

- 国税庁においては、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、取組を進めています。
- また、「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和4年10月21日改定)では、令和5年度の相続税のオンライン利用率の目標値を40%に設定しています。

KPI(オンライン利用率)⇒ 令和5年度:40%(中間KPI⇒ 令和2年度:25%、令和3年度:30%、令和4年度:35%)

	令和2年度(4月～3月)累計			令和3年度(4月～3月)累計			令和4年度(4月～3月)累計【速報値】			前年度対比 ⑨-⑥	
	申告件数 ①	電子申告件数 ②	電子申告割合 (%) ③(②/①)	申告件数 ④	電子申告件数 ⑤	電子申告割合 (%) ⑥(⑤/④)	申告件数 ⑦	電子申告件数 ⑧	電子申告割合 (%) ⑨(⑧/⑦)		
全国計	158,692	22,847	14.4	187,925	44,035	23.4	207,346	61,195	29.5	+6.1pt	
		KPI:25%			KPI:30%			KPI:35%			
		KPI開差:10.6%			KPI開差:6.6%			KPI開差:5.5%			

- オンライン利用率は徐々に上昇し、KPIとの開差は年々縮小しているものの、令和4年度の中間KPI(35%)は未達成となり、令和5年度のKPI(40%)までの開差も大きい状況です。

相続税e-Taxの利便性向上に向けたアンケート結果

参考 税理士の皆様からの意見・要望(令和4年度アンケート結果)

- 相続税の申告手続は、税理士関与割合が高く、e-Tax申告の多くが代理送信であることから、相続税e-Taxの普及・拡大のためには、税理士の皆様の意見・要望を踏まえた上で、利便性向上策を検討していくことが必要であると考えています。
- 令和4年12月から令和5年2月末までの間、税理士の皆様にアンケートを行った結果、「利用者識別番号を取得する仕組みを改善する。」といった意見・要望が最も多く、相続税申告のオンライン利用率向上のためには、これを最優先事項として改善していく必要があることを把握しました。

今後どのような利便性向上が図られれば、相続税e-Taxを利用するか(総回答件数1,015件)

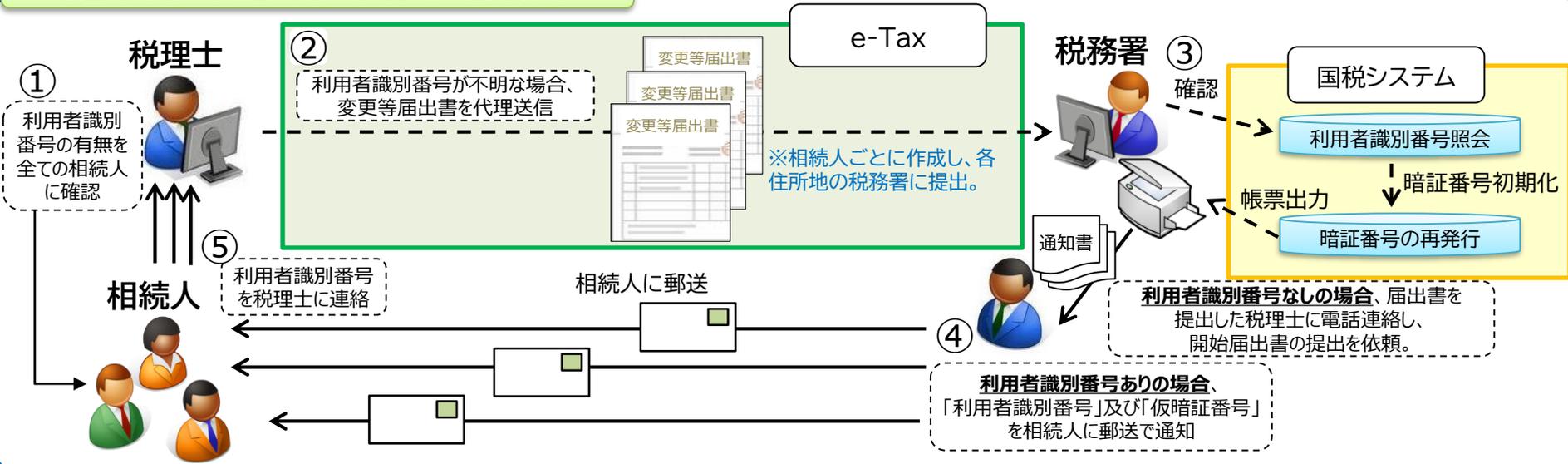
理由(選択項目) ※優先すべき項目を2つまで選択可

件数

<input type="checkbox"/> 利用者識別番号を取得する仕組みを改善する。	※ 利番取得の効率化に関する要望	468
<input type="checkbox"/> e-Tax未対応の帳票をXML形式で提出できるようにする。		300
<input type="checkbox"/> 評価明細書をXML形式で提出できるようにする。		261
<input type="checkbox"/> 他税目と同様に即時通知から受信通知へ移行できるようにする。		204
<input type="checkbox"/> e-Tax送信に関するQ&Aを充実させる。		185

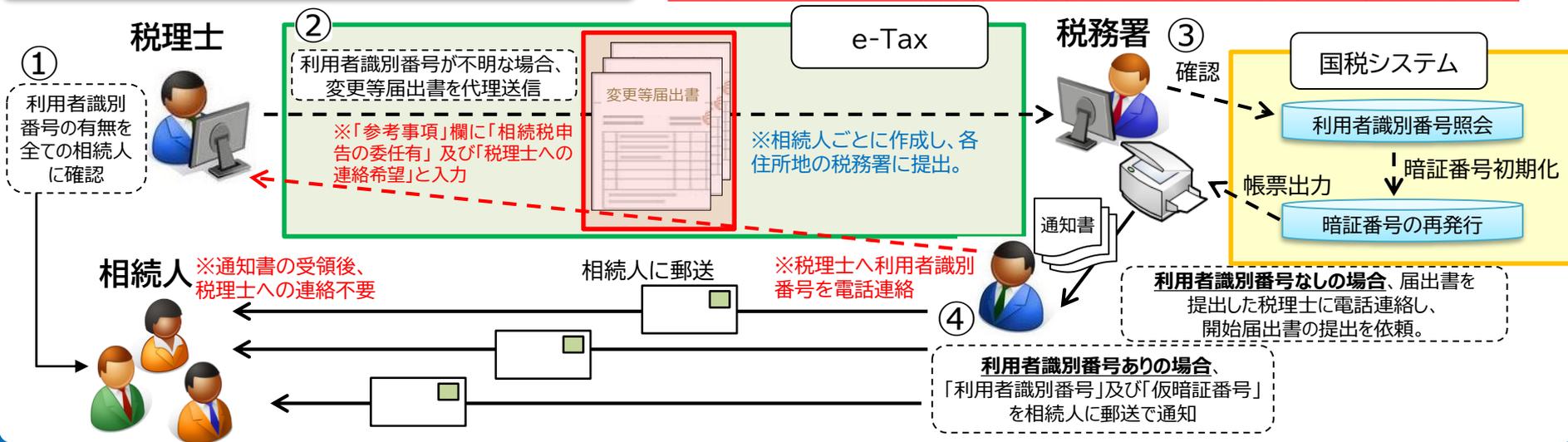
相続人等の利用者識別番号が不明な場合の対応

現在の対応（利番取得有無が不明な場合）



新たな対応（利番取得有無が不明の場合）

※e-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等)を使用して送信



相続人等の利用者識別番号が不明な場合の対応

◆ 変更等届出書における税理士への連絡希望等の入力について

現在は、暗証番号等の再発行にチェックの上、変更等届出書を提出した場合、利用者識別番号と仮暗証番号を相続人宛てに郵送により通知している状況です。

上記運用を継続するほか、届出書を代理送信する税理士の皆様が、「参考事項」欄に「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力することにより、「税理士等」欄に記載の電話番号に利用者識別番号のみを連絡します。

なお、本対応は、届出書の送信に当たって、税理士の皆様の電子署名があることを前提としているため、e-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等)を使用して送信する場合があります。

※書面又は「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」により提出された場合は、本対応の対象外となります。

3 0 1 0

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

税務署受付印

令和 年 月 日	納 税 地 (千 -)	<input type="checkbox"/> 住所・ <input type="checkbox"/> 居所・ <input type="checkbox"/> 事業所等(個人の方は該当するものに/を付してください。)
通 信	住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地 (千 -)	(電話番号 - -)
	フリガナ (法人の場合) 法人等の名称 フリガナ	(電話番号 - -)
代 表 者	氏 名 (法人の場合) 代表者氏名	(千 -)
	フリガナ	(電話番号 - -)
税 務 署 長 殿	法 人 番 号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
	職 業 (事業内容)	□ 大正・□ 昭和・□ 平成・□ 令和
人生年月日 年 月 日		
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条の規定により下記の とおり届け出ます。		
記		
届 出 の 内 容	開 始	<input type="checkbox"/> 申告・納税等手続 <input checked="" type="checkbox"/> 暗証番号等の再発行 <input type="checkbox"/> 税務代理による利用の開始 <input type="checkbox"/> 電子証明書等の更新等
	変 更 等	<input type="checkbox"/> 国税電子申告・納税システムの利用の 取りやめ <input type="checkbox"/> 利用者識別番号及び暗証番号のみによる e-Taxの送信方法(ID・パスワード方式) の利用の取りやめ (注) 変更する内容に応じて/を付してください。
参 考 事 項	税 理 士 等	(電話番号 - -)
※ 税務署 整理 欄	整理番号 入力年月日 年 月 日	部 門 番 号 決算期
通 知 年 月 日	年 月 日	業 種 番 号 (摘要)
通 信 日 付 印	年 月 日	利 用 者 識 別 番 号 回 付 先 個人 源泉・諸税・酒・資産・資料 → 法人 局 ()